

事故発生時の手続き

1. 事故発生の連絡

団体等を所管する市担当課へ連絡の上、事故報告書等を市担当課へ14日以内に提出ください。

【主な市担当課】

- ・自治会での活動…総務課
- ・公民館、青年団、子ども会等での活動…文化学習課
- ・学校体育館等開放・スポーツ施設利用での活動…スポーツ課
- ・老人クラブ等での活動…健康長寿課

※物損事故の場合は、損害を証明するため、現場の写真を記録してください。

※賠償責任事故で示談をする場合は、その内容について保険会社の了承が必要となるため、市担当課に事前にご相談ください。

2. 事故報告書の提出

【提出する書類】

- ①事故報告書（様式第1号）
- ②事故当日の活動内容が把握できる資料（パンフレット・チラシ・通知文等）
- ③団体の概要が把握できる資料（当該団体の規約・事業計画書等）
- ④事故当日の参加者等名簿

※物損事故の場合は、上記以外に損害物の写真や修理見積書等が必要となります。

※事故の内容によっては、上記以外の書類を提出していただくことがあります。

3. 市からの案内

市総務課にて、事故の状況等の審査を行い、補償の対象となると判断した場合には、保険会社宛に「事故証明書」を、団体代表者等宛に「保険手続き開始通知」を送付します。なお、「保険手続き開始通知」の送付には、1週間から2週間程度の時間を要します。

4. 保険会社からの案内

保険会社から事故の当事者宛に保険金請求書類等が送付されます。必要書類（領収書・診断書等）を揃え、保険会社に直接送付ください。

5. 保険金の支払い

保険金請求書類をもとに、保険会社が最終審査を行い、補償の対象となれば保険金が指定された口座に入金されます。

○注意事項

※詳細は「ふれあい保険の手引き」をご覧ください。

※賠償責任保険については、手続きが一部異なる場合があります。

※団体の活動内容や事故の状況等、様々なケースがあるため、個々に補償の対象となるかどうかを判断します。場合によっては、補償の対象外となる場合があります。